

今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ【概要】

平成30年6月28日 中央教育審議会大学分科会将来構想部会

2040年の社会の姿

- SDGs(持続可能な開発のための目標) → 全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に発揮でき、平和と豊かさを享受できる社会へ
- Society5.0・第4次産業革命 → 現時点では想像もつかない仕事に従事、幅広い知識をもとに、新しいアイデアや構想を生み出せる力が強みに
- 人生100年時代 → 生涯を通じて切れ目なく学び、すべての人が活躍し続けられる社会へ
- グローバル化 → 独自の社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様性を受け入れる社会システムの構築へ
- 地方創生 → 知識集約型経済を活かした地方拠点の創出と、個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会へ



2040年に向けた高等教育の課題と方向性

高等教育における「学び」の再構築

- ◇ 「何を学び、身に付けることができるのか」を中軸に据えた学修者本位の高等教育への転換
- ◇ 個々人の「強み」や卓越した才能を最大限伸長する教育、文系・理系の区別にとらわれない、新しいリテラシーにも対応した教育、専門知や技能を組み合わせた教育の充実
- ◇ 「社会に開かれた教育課程」という理念の初等中等教育からの接続を意識した、高等教育における「学び」の再構築

高等教育の新たな役割

- ◇ リカレント教育を通じ、世代を越えた「知識の共通基盤」に
- ◇ 国内外に必要な教育を提供(日本の高等教育の国際展開)
- ◇ 地方創生、地域を支える人材の育成

高等教育に対する社会からの関与・理解と支援の在り方

- ◇ 高等教育機関自らが、その「強み」と「特色」を社会に発信
- ◇ 高等教育の質保証に関する国内外での認知向上
- ◇ 産業界の雇用の在り方、働き方改革と、高等教育が提供する学びのマッチング
- ◇ 教育投資効果を最大化する形での公的支援、人材面での社会への還元と社会からの支援の好循環

18歳人口減への対応

- ◇ できる限り多くの学生が学び、一旦社会に出た後も学びを継続するための魅力的な高等教育の提供
- ◇ 国公私全体で支える高等教育がより重要に(そのための国公私の役割分担の再確認)

社会の変化に対応できる人材とその成長の場となる高等教育

- 「個々人の強みを最大限に活かすことを可能とする教育」への転換
・学修者が「自らが学んで身に付けたこと」を説明できる体系的なカリキュラムの編成

教育の質の保証と情報公表

- 教学マネジメントの確立とその前提としての学修成果の可視化(教学マネジメント指針の策定、大学に対する学生の学修時間等の学修成果等の情報公表の義務付け、産業界等の採用プロセスにおける当該情報の積極的な活用)
- 入り口での設置認可と認証評価制度の改善
恒常的な情報公表の促進



18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置

- 大学の規模: あらゆる世代のための「知識の共通基盤」となりうることを見通した設定
- 本格的な人口減少: 18歳人口 120万人(2017)→103万人(2030)→88万人(2040)
- 2040年の大学進学者数推計は約51万人で、現在の約80%の規模に減少
- リカレント教育による多様な年齢層の学生の増加に留意
- 国が描く将来像と地域で描く将来像
- 全都道府県の大学の配置状況に関する客観的なデータの作成(将来の入学者減の推計を含む)
- 地域の国公立大学が、地方自治体、産業界を巻き込んで、将来像の議論や連携、交流の企画を行う恒常的な体制(「地域連携プラットフォーム(仮称)」)を構築
- 国は、地域の実情を踏まえた議論のためのデータや仕組みづくりを行った上で、各地域の議論を支援し、それらを踏まえた全体像を提示

高等教育機関の教育研究体制

- 多様な価値観が集まるキャンパスから新たな価値が生まれる
→ 自前主義から脱却し、学部を越え、大学を越えて多様な人的資源を活用
→ 18歳で入学する従来モデルから脱却し、社会人、留学生、障害のある学生など多様な年齢層の多様なニーズを持った学生への教育体制の整備

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍など多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証

多様な学生

- リカレント教育の充実
- 留学生交流の推進
- 学位等の国際通用性の確保
- 高等教育機関の国際展開

多様で質の高い教育プログラム

- 学部等の組織の枠を越えた学位プログラム
- 単位互換制度と「自ら開設」原則の考え方の整理
- 教員は一つの学部に関り専任となる運用の緩和

大学の多様な強みの強化

- 大学として中軸となる「強み」や「特色」を明確化



多様性を受け止めるガバナンス

- 他大学、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築
- 国立大学における一法人複数大学制度の導入、私立大学における学部単位での事業譲渡の円滑化、国公立の枠を越えた連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)制度」の創設
- 客観的・複眼的な外部からの意見反映と多様な人材の活用による経営力強化のための学外理事の複数名登用促進